

一宮西港道路

環境影響評価方法書

方法書

(仮称) 一宮西港道路

環境影響評価方法書

令和 8 年 7 月

愛 知 県
国土交通省 中部地方整備局

要約書

(仮称) 一宮西港道路

環境影響評価方法書 要約書

令和 8 年 7 月

愛 知 県
国土交通省 中部地方整備局

方法書のあらまし

一宮西港道路

環境影響評価方法書のあらまし



説明内容

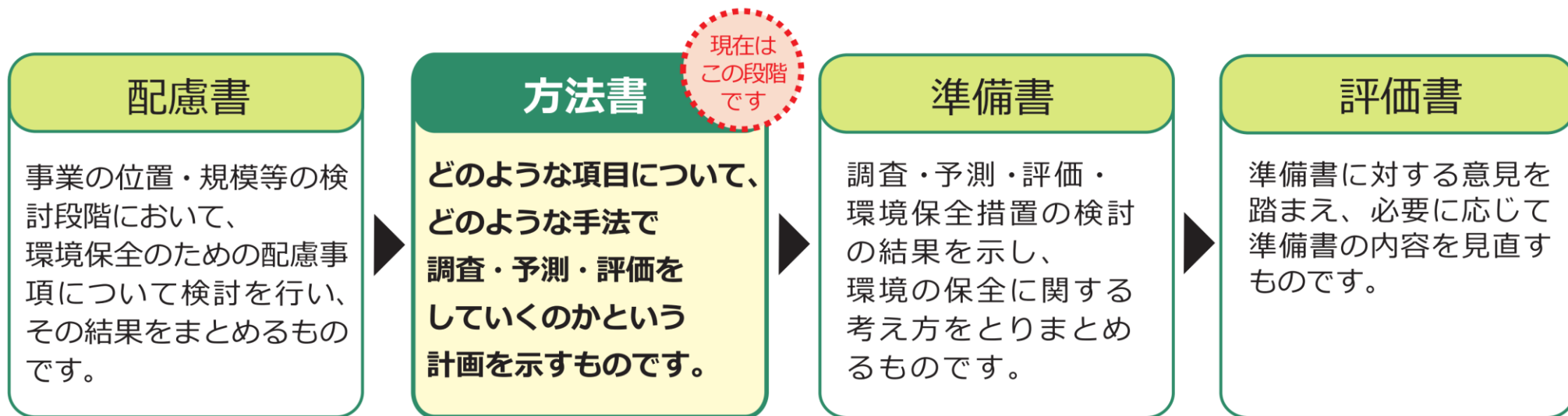
1. 環境影響評価の流れ
2. 事業特性と地域特性
3. 環境影響評価の項目
4. 調査・予測・評価の手法
5. 手続について

1. 環境影響評価の流れ

環境影響評価（環境アセスメント）とは

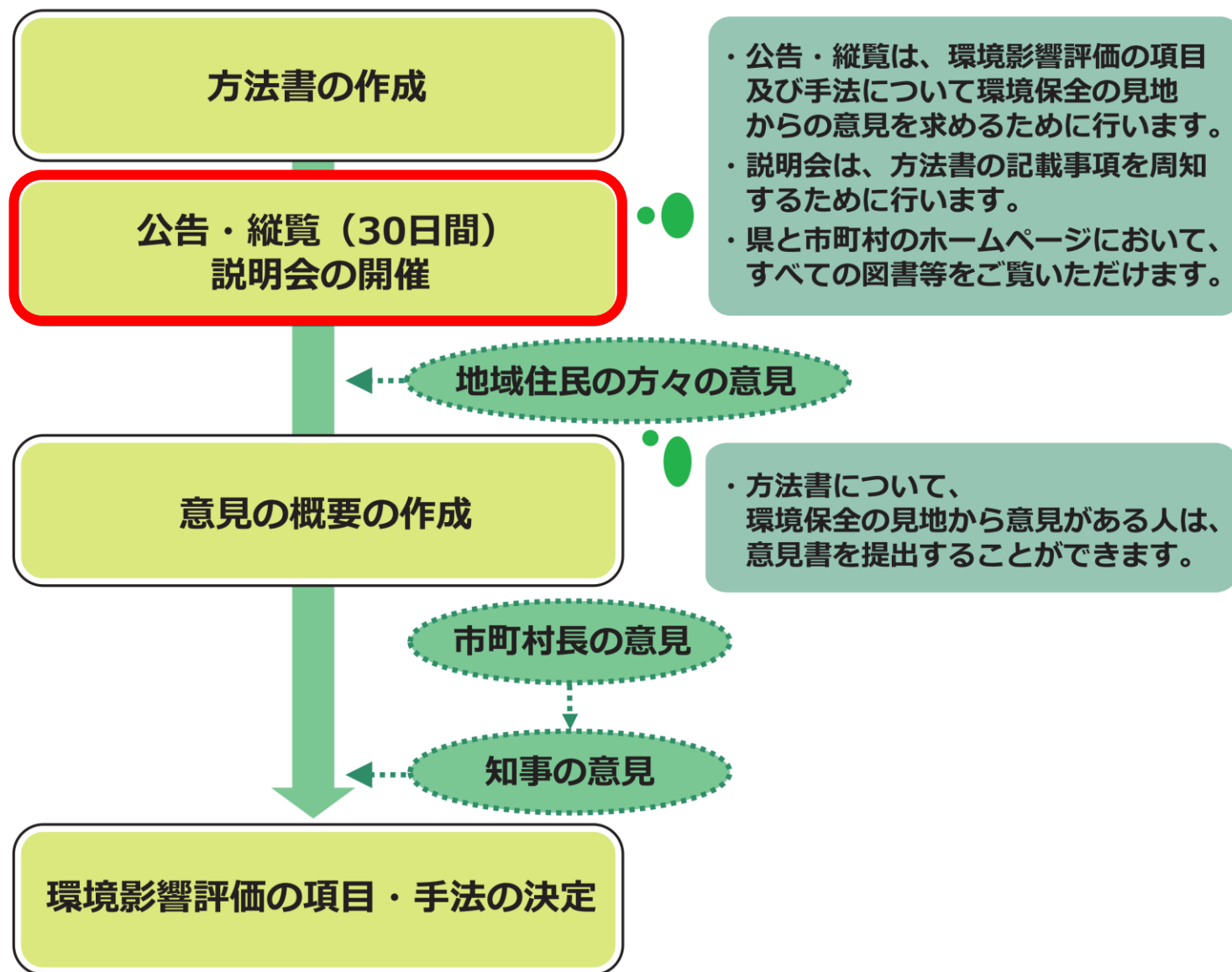
- 事業の内容を決めるにあたり、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民の方々や地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画（都市計画）を作り上げていこうという制度です。

環境影響評価に関する図書

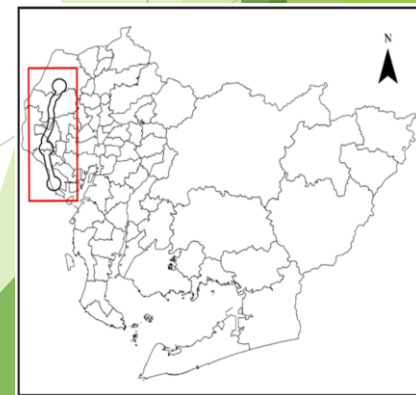


1. 環境影響評価の流れ

環境影響評価の項目・手法の決定までの流れ



都市計画対象道路事業実施区域 位置図



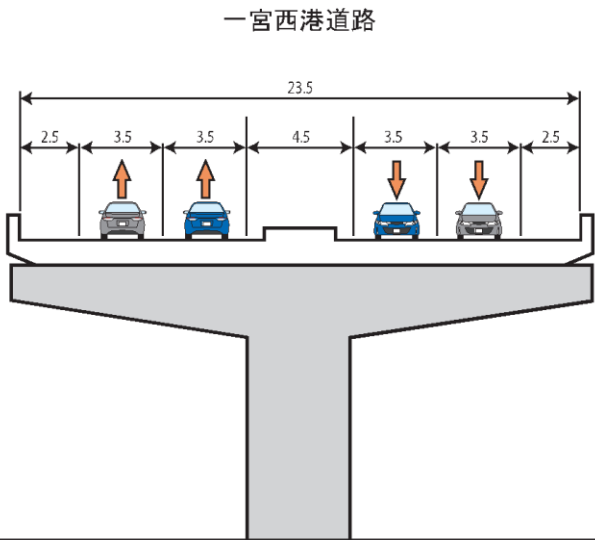
2. 事業特性と地域特性

都市計画対象道路事業の概要（事業特性）

都市計画対象道路事業の名称		（仮称）一宮西港道路
都市計画決定権者の名称		愛知県
都市計画対象道路事業の内容	種類	高速自動車国道または一般国道(自動車専用道路)の新設
	事業実施区域の位置	上記「位置図」に示すとおり
	規模	延長：約28km
	車線の数	4車線
	設計速度	100km/h
	道路区分(種級)	第1種第2級
基本的な構造		右図に示すとおり

一宮西港道路の基本的な構造（標準的な断面図）

幅員単位：m



※現段階の想定であり、今後の見直しによって修正される可能性があります。

2. 事業特性と地域特性

地域の概要（調査区域の地域特性）

事業実施区域及びその周囲（調査区域）の自然的状況及び社会的状況について、既存の文献等を調査しました。

自然的状況	・大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）については、すべての測定局で環境基準（※1）を達成しています。 ・一般環境騒音については、5 地点のうちすべての地点で環境基準を達成しています。 ・道路交通騒音については、面的評価において27 区間のうち9 区間で環境基準を達成していません。 騒音規制法に基づく測定は9 箇所で行われており、2 箇所で要請限度（※2）を超過しています。 ・道路交通振動については、振動規制法に基づく測定が9 箇所で行われており、全ての地点で要請限度（※3）に適合しています。 ・河川の水質については、62 地点のうち全ての地点で環境基準に適合しています。 ・海域の水質については、2 地点のうち1 地点で環境基準に適合していない項目があります。 ・地下水の水質については、22 地点のうち12 地点で環境基準を達成していない項目があります。 ・土壌汚染については、1 地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。 ・事業実施区域及びその周囲では、環境省や愛知県のレッドリスト等に該当する重要な種などが、哺乳類 7 種、鳥類 65 種、爬虫類 4 種、両生類 3 種、魚類 38 種、昆虫類 87 種、底生動物 31 種、陸産貝類 8 種、クモ類 7 種、維管束植物 177 種、コケ植物 4 種 確認されています。
社会的状況	・事業実施区域及びその周囲の土地利用現況としては、低層建物及び田が広範囲を占めており、一部に工場や高層建物が存在しています。また、愛知県・岐阜県・三重県の県境には木曽川及び長良川が構成する河川地が広がっています。 ・交通の状況としては、名神高速道路、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、一般国道 1 号、一般国道 23 号等の道路や東海道新幹線、JR 関西本線、名鉄津島線、近鉄名古屋線等の鉄道が存在しています。 ・事業実施区域には、「環境配慮が特に必要な施設」として、小学校、中学校、幼稚園、病院や福祉施設などが存在しています。

※1 人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基本法第16条）
※2 自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執ることを要請する際の限度をいう。
※3 道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執ることを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執ることを要請する際の限度をいう。

3. 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目

環境要素の区分				工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用			
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	汚染土壌等の掘削等	道路地表式又は掘削式の存在	道路嵩上式の存在	自動車の走行	休憩所の供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	○	○							○	
			粉じん等	○	○								
		騒音	騒音	○	○							○	
		振動	振動	○	○							○	
		低周波音	低周波音									○	

注1) ○：選定した項目
注2) この表は、国土交通省令、県条例などにに基づき、作成しています。

3. 環境影響評価の項目

環境要素の区分				影響要因の区分	工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用			
					建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	汚染土壌等の掘削等	道路(地表式又は掘削式)の存在	道路(高上式)の存在	自動車の走行	休憩所の供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	水質	水の濁り					○						○
			水の汚れ											○
			水の富栄養化											○
	土壌に係る環境その他の環境	土壌	土壌							○				
		その他の環境要素	日照阻害									○		

注1) ○：選定した項目
注2) この表は、国土交通省令、県条例などにに基づき作成しています。

3. 環境影響評価の項目

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用			
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	汚染土壌等の掘削等	道路(地表式又は掘削式)の存在	道路(高上式)の存在	自動車の走行	休憩所の供用
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地					○			○			
	植物	重要な種及び群落					○			○			
	生態系	地域を特徴づける生態系					○			○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○			○			
	人と自然との触れ合い活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○			○		○	
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況						○			○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○								
	温室効果ガス等	温室効果ガス等		○									

注1) ○：選定した項目
注2) この表は、国土交通省令、県条例などに基づき作成しています。

4. 調査・予測・評価の手法

調査・予測の手法

環境要素	調査の手法 (調査項目・現地調査手法)	予測の手法等	影響要因
二酸化窒素 浮遊粒子状物質	■大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） ：大気汚染に係る環境基準に規定される測定方法等 ■気象の状況：地上気象観測指針に示される観測方法	拡散式を用いて、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度を予測	工事の実施 道路の供用
粉じん等		事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測	工事の実施
騒音	■騒音の状況（騒音レベル） ：騒音に係る環境基準に規定される測定方法等	音の伝搬理論に基づく予測式を用いて、騒音レベルを予測	工事の実施 道路の供用
振動	■振動の状況（振動レベル） ：振動規制法施行規則に規定される測定方法等	事例の引用又は解析等により得られた予測式を用いて、振動レベルを予測	工事の実施 道路の供用
低周波音	■低周波音の状況 ：低周波音の測定に関するマニュアル等を参考とした方法 ■住居等の位置：現地踏査による目視	既存調査結果より導かれた予測式を用いて、低周波音圧レベルを予測	道路の供用
水質 (水の濁り)	■水質の状況（浮遊物質の濃度、濁度） ：水質汚濁に係る環境基準に規定される方法等 ■水象の状況（流量、流向及び流速） ：水質調査方法に規定される方法等	類似事例を用いて推定する方法等により、水の濁りの程度を予測	工事の実施
水質 (水の濁り、水の汚れ、水の富栄養化)	■排出先となる公共用水域の水質及び水象の状況 ：水質汚濁に係る環境基準及び水質調査方法に規定される方法等	原単位法による計算により、水の汚れ及び水の富栄養化の程度を予測	道路の供用
土壌	■土壌汚染の現状（有害物質の種類、含有量、溶出量） ：既存資料調査 ■地下水汚染の現状（有害物質の種類、濃度、地下水位等） ：既存資料調査	土地の形質変更等により、土壌汚染等の問題が生じる行為、要因を明らかにすることにより予測	工事の実施
日照障害	■土地利用及び地形の状況：現地踏査による目視	等時間の日影線を描いた日影図を作成することにより、高架構造物による日影の程度を予測	道路の存在

4. 調査・予測・評価の手法

環境要素	調査の手法 (調査項目・現地調査手法)	予測の手法等	影響要因
動物 (重要な種及び 注目すべき生息地)	■動物相及び重要な種等の状況 ：個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、 個体の採取等の各動物に応じた方法等	重要な種等の生息地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生息に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
植物 (重要な種及び群落)	■植物相及び植生、重要な種及び群落の状況 ：個体の目視や採取等の方法等	重要な種等の生育地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生育に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
生態系 (地域を特徴づける 生態系)	■動植物その他の自然環境に係る概況及び 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ：「動物」「植物」に同じ	注目種・群集の生息・生育基盤の消失・縮小する区間、移動経路が分断される区間及びその程度を把握し、地域を特徴づける生態系等に及ぼす影響の程度を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
景観 (主要な眺望点及び 景観資源並びに 主要な眺望景観)	■主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の状況 ：写真撮影等	主要な眺望点及び景観資源と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及びその程度を、フォトモンタージュ法等により眺望景観の変化の程度を予測	工事の実施 道路の存在
人と自然との 触れ合いの活動の場 (主要な人と自然との 触れ合いの活動の場)	■主要な自然との触れ合いの活動の場の分布、 利用の状況及び利用環境の状況等 ：写真撮影等	主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源と事業実施区域の重ね合わせにより、改変の位置及びその程度、利用性の変化、快適性の変化等を予測	工事の実施 道路の存在 道路の供用
地域の歴史的文化的 特性を生かした 環境の状況	■主要な地域の歴史的文化的環境の状況 ：既存資料を補完する必要がある場合には、現地踏査による目視	地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域の重ね合わせにより、改変の位置及び程度を予測	工事の実施 道路の存在
廃棄物等 (建設工事に伴う副産物)	(既存資料調査を基本とする)	事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測	工事の実施
温室効果ガス等	(既存資料調査を基本とする)	温室効果ガス（CO ₂ ）の発生状況を予測	工事の実施

4. 調査・予測・評価の手法

評価の手法

● 回避又は低減に係る評価

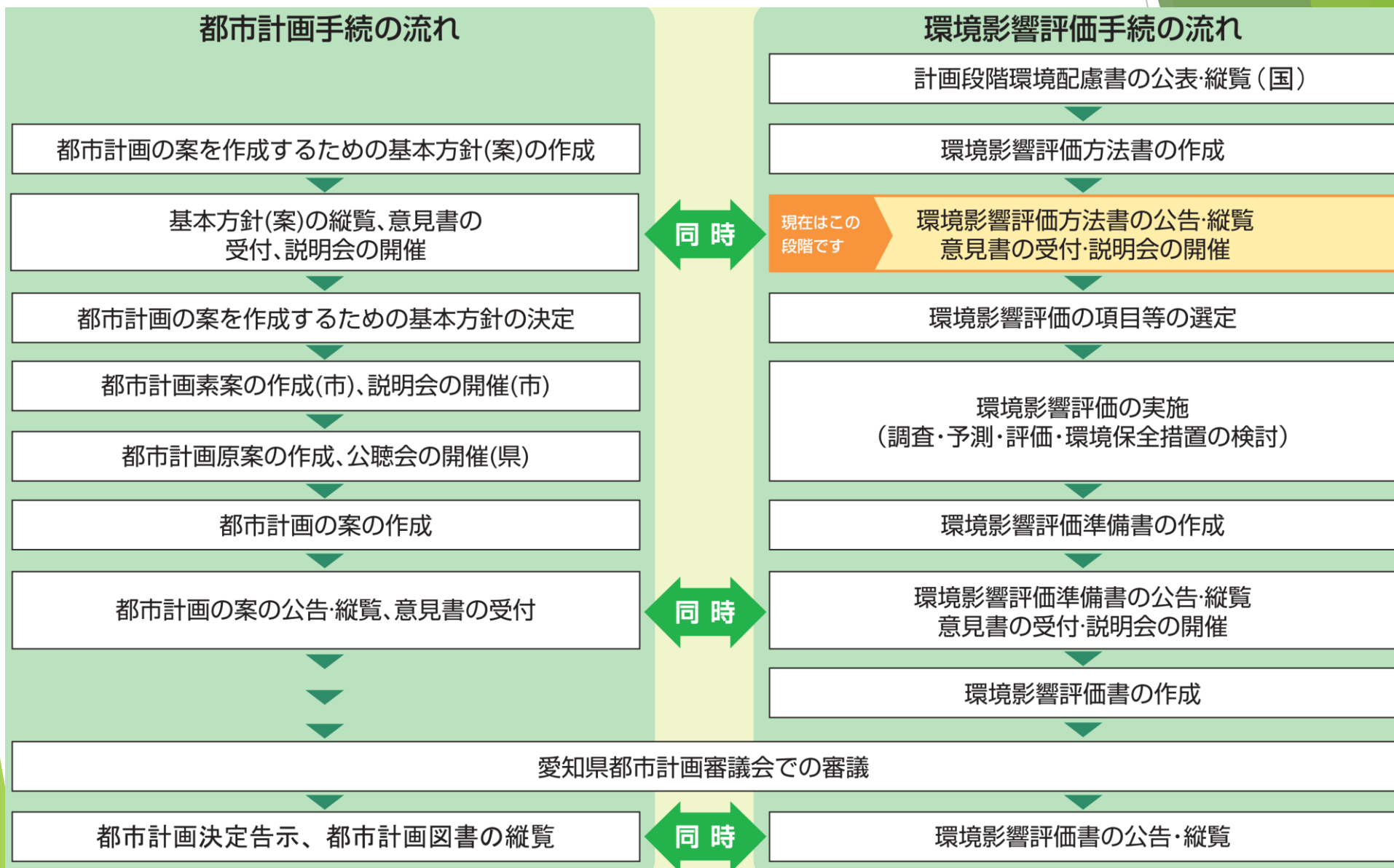
事業を行った場合の環境への影響について、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全への配慮が適正になされているかどうかについて評価します。

● 基準又は目標との整合

法令等で定められている基準又は目標と、調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。

5. 手続について

都市計画手続 及び 環境影響評価手続の流れ



5. 手続について

「環境影響評価方法書」の縦覧について

●縦覧期間・場所：令和8年7月7日（火）～8月7日（金）[土曜・日曜及び祝日を除く]

縦覧場所		時間(土日祝除く)
愛知県庁本庁舎5階(都市・交通局 都市基盤部 都市計画課)	名古屋市中区三の丸3丁目1-2	8:45～17:30
一宮市役所本庁舎8階(まちづくり部 都市計画課)	一宮市本町2丁目5番6号	9:00～17:00
津島市役所4階(まちづくり推進部 都市計画課)	津島市立込町2丁目21番地	8:30～17:15
稲沢市役所第2分庁舎(まちづくり部 都市計画課)	稲沢市稲府町1	9:00～17:00
愛西市役所2階(産業建設部 都市計画課)	愛西市稲葉町米野308番地	9:00～16:00
弥富市役所2階(建設部 都市整備課)	弥富市前ヶ須町南本田335	9:00～16:00
あま市役所2階(建設産業部 都市計画課)	あま市七宝町沖ノ島深坪1番地	9:00～16:00
蟹江町役場(産業建設部 まちづくり推進課)	海部郡蟹江町学戸三丁目1番地	8:30～17:15
飛島村役場(開発部 建設課)	海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地	8:30～17:15

●インターネットによる公表：県都市計画課ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>
[ホームページ上では縦覧期間中の土曜・日曜及び祝日を含み、終日縦覧が可能です]



5. 手続について

「意見書」の提出について

環境影響評価方法書について、環境保全の見地から意見書を提出することができます。

- 提出先:愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課(〒460-8501 住所不要)
- 提出期限:令和8年8月21日(金)必着
- 記載が必要な事項:
- ・愛知県知事宛であること
 - ・日付、意見書を提出する環境影響評価方法書の名称(右記載例参照)
 - ・住所、氏名、及び意見
- ※意見書は意見の理由を含めて日本語で記載してください。

- その他
様式、その他詳細は県都市計画課のホームページでご確認ください。
意見書は、県都市計画課のホームページからも提出できます。

令和8年●月●日

一宮西港道路の環境影響評価方法書に関する意見書

愛知県

代表者 愛知県知事 殿

住所 ○○市○○

ふりがな ○○ ○○

氏名 ○○ ○○

表題の件について意見書を提出します。

• ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

＜意見書の記載例＞



愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2

TEL 052-961-2111(代表) 052-954-6515(ダイヤルイン)

ホームページ : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>

令和8年7月

▶ ご清聴ありがとうございました